議案第88号

外手児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

外手児童館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、外手 児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
外手児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目8番	平成28年4月1日から
	1 9号	平成33年3月31日ま
	社会福祉法人雲柱社	で
	理事長 服部 榮	

(提案理由)

外手児童館の指定管理者を指定する必要がある。